

改 正 後	改 正 前
措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）関係 （「許可を要しないこととなった場合」等の意義） 33の4 - 2の2。 (1)。 (2)、<u>都市基盤整備公団</u>、.。 措置法第34条（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）関係 （特定土地区画整理事業の施行者と買取りをする者の関係） 34 - 1。 (1)、<u>都市基盤整備公団</u>、.。 (2)、<u>都市基盤整備公団</u>、.。 (3)。 （宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定） 34 - 1の2 地方公共団体及び<u>都市基盤整備公団</u>以外の者。	措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）関係 （「許可を要しないこととなった場合」等の意義） 33の4 - 2の2。 (1)。 (2)、<u>住宅・都市整備公団</u>、.。 措置法第34条（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）関係 （特定土地区画整理事業の施行者と買取りをする者の関係） 34 - 1。 (1)、<u>住宅・都市整備公団</u>、.。 (2)、<u>住宅・都市整備公団</u>、.。 (3)。 （宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定） 34 - 1の2 地方公共団体及び<u>住宅・都市整備公団</u>以外の者。

改 正 後	改 正 前
措置法第34条の2（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）関係 （収用対償地の買取りに係る契約方式） 34の2 - 5 (以下この項及び 34の2 - 24において「代替地」という。) 以下この項及び 34の2 - 24において同じ。)を行う者をいう。以下この項及び34の2 - 24において同じ。)に買い取られる場合は、.。 (1) (以下この項及び 34の2 - 24において「事業用地」という。) (2) （優先分譲宅地等がある場合の適用関係） 34の2 - 11 (以下 34の2 - 18までにおいて「宅地造成等事業」という。)。 （削 除）	措置法第34条の2（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）関係 （収用対償地の買取りに係る契約方式） 34の2 - 5 (以下この項及び 34の2 - 26において「代替地」という。) 以下この項及び 34の2 - 26において同じ。)を行う者をいう。以下この項及び34の2 - 26において同じ。)に買い取られる場合は、.。 (1) (以下この項及び 34の2 - 26において「事業用地」という。) (2) （優先分譲宅地等がある場合の適用関係） 34の2 - 11 (以下 34の2 - 21までにおいて「宅地造成等事業」という。)。 （<u>国土利用計画法の許可等を要しない場合の不適用</u>） 34の2 - 17 <u>国土利用計画法第14条第2項(土地に関する権利の移転等の許可)又は第23条第2項(土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出)若しくは第27条の4第2項(注視区域における土地に関する権利の移転等の届出)X第27条の7第1項(監視区域における土地に関する権利の移転等の届出)において準用する場合を含む。)</u>の規定により同法第14条第1項に規定する都道府県知事の許可又は第23条第1項若しくは第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する都道府県知事への届出が必要とされていない売買契約に基づき譲渡した土地等については、措置法第34条の2第2項第3号の規定の適用はないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(措置法第 31 条の 2 との適用関係) 34 の 2 - <u>17</u> (2 以上の年に譲渡している場合の措置法第 31 条の 2 との適用関係) 34 の 2 - <u>18</u> (2 以上の年に譲渡している場合の措置法第 34 条との適用関係) 34 の 2 - <u>19</u> 措置法第 34 条の 2 第 2 項第 1 号、第 4 号、第 6 号から第 9 号ま での規定に該当する買取りが行われた場合において、. (「公共用施設」の範囲) 34 の 2 - <u>20</u> (事業の区域の面積判定) 34 の 2 - <u>21</u> (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の 範囲) 34 の 2 - <u>22</u> (1) (2) <u>中小企業総合事業団法</u> 第 21 条第 1 項	<u>該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)</u> (措置法第 31 条の 2 との適用関係) 34 の 2 - <u>20</u> (2 以上の年に譲渡している場合の措置法第 31 条の 2 との適用関係) 34 の 2 - <u>21</u> (2 以上の年に譲渡している場合の措置法第 34 条との適用関係) 34 の 2 - <u>21 の 2</u> 措置法第 34 条の 2 第 2 項第 1 号、第 4 号、第 6 号、<u>第 7 号</u> <u>又は第 8 号</u>の規定に該当する買取りが行われた場合において、. (「公共用施設」の範囲) 34 の 2 - <u>22</u> (事業の区域の面積判定) 34 の 2 - <u>23</u> (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の 範囲) 34 の 2 - <u>24</u> (1) (2) <u>中小企業事業団法</u> 第 21 条第 1 項

改 正 後	改 正 前
(一の事業の判定) 34の2 - <u>23</u>。 (収用対償地の事業概念) 34の2 - <u>24</u>。 (特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 34の2 - <u>25</u>。 措置法第35条 ((居住用財産の譲渡所得の特別控除)) 関係 (居住用家屋の所有者と土地の所有者が異なる場合の特別控除の取扱い) 35 - 1、第37条の6((特定の交換分合により土地等 を取得した場合の課税の特例))、<u>第37条の7((大規模な住宅地等造成事業 の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税 の特例))若しくは第37条の9の2((認定事業用地適正化計画の事業用地の 区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))</u>の規定の適用 を受ける場合には、当該譲渡については同項の規定の適用はないが、。 (注)1。 2。	(一の事業の判定) 34の2 - <u>25</u>。 (収用対償地の事業概念) 34の2 - <u>26</u>。 (特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表) 34の2 - <u>27</u>。 措置法第35条 ((居住用財産の譲渡所得の特別控除)) 関係 (居住用家屋の所有者と土地の所有者が異なる場合の特別控除の取扱い) 35 - 1、第37条の6((特定の交換分合により土地等 を取得した場合の課税の特例))<u>若しくは第37条の7((大規模な住宅地等造成事業 の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例))</u>の規定の適用を受ける場合には、当該譲渡については同項 の規定の適用はないが、.。 (注)1。 2。